

麴町中学校 PTA 会則の改正について（叩き台）

改正趣旨

会則/細則において運営実態と差異が生じている取扱いについて、運営実態を踏まえて改正する。

改正点

1. 入退会が自由であることを明記

- ✓ 現行会則における会員の定義は、第 7 条(会員)で、「本会は、本校生徒の保護者および教職員で組織する」と規定されているのみ。入退会自由であることが明記されておらず、修正することが望ましい。
- ✓ 具体的には、会則において、「本校生徒の保護者および教職員は、会員になる資格を有し、入会の意思表示と共に会員となる」と定め、具体的な手続きとして、入学時/転入時に、入会の同意/不同意を選択する書面の提出を求める（令和 5 年度においても書面提出を求めている）。
- ✓ また、退会の自由を確保すべく、会則に「いつでも退会できる」ことを明記する。
- ✓ 細部の検討・整理事項として、
 - 入会のタイミングについて、入学/転入時に加入しない未加入者に対して、入会機会を設けることにするか？その場合、実務上の観点から毎年 4 月に限定することで如何か？
 - 年度途中に入退会する場合の会費の取扱いをどうするか？現在の分納の取扱い（上期(4-9 月)と下期(10-3 月)で二分割で納入）を踏まえて、1 日でも加入している半期分は納入いただく取扱いで如何か？（→加入時に半期分を納入、途中退会であっても返金しない）
 - この会費の取扱いについて、会則/細則でどこまで定めるか？（会則変更は、運営委員会議決を経て総会の承認を要し、細則変更は、運営委員会の承認および次期総会での報告を要する）

現行会則/細則の取扱いは、次のとおり。

<会則>

第 18 条（会費・経費）

会員は、会費を納める。生徒 1 名につき定められた年会費とする。但し、年会費は細則に記載する

<細則>

第 4 条（会費の額）

会員は、生徒 1 名につき年会費を徴収するものとする。また、会費は分納とする。ただし、金額については総会での決定を優先する。

第 5 条（会費の減免）

事情により PTA 会費を減免したい場合、PTA 会長へ申請し、運営委員会で承認を得る必要がある。

- ✓ 関連事項として、入学時/転入時に提出を求める同意/不同意の書面の回収に関して、令和 5 年度の経験を踏まえると、加入率向上および回収負担軽減を図るための工夫が求められる。

- ✓ 令和 5 年度は入学式に書面を配布しており、その後の回収に苦戦している。今後は、学校側にご協力いただき、2 月開催の入学準備説明会（PTA プレゼン機会あり）の配布資料（入学式当日提出書類）に含めては如何か？
- ✓ また、同意/不同意の書面には、PTA 加入後に必要とされる情報収集や手続き（個人情報取扱規定への同意、画像使用承諾など）を兼ねたものに工夫することが望ましい。特に、PTA 内連絡体制整備が課題であるため、例えば、メールアドレスの記載をお願いすることが考えられる。

2. 制服等検討委員会の再設置

- ✓ 令和 5 年 5 月の会則等の改正によって、制服等検討委員会は廃止されている。
- ✓ 廃止前において、制服等検討委員会の業務内容は次のとおり定められていた。
 - 職務： 標準服や生徒の持ち物などの改善検討
 - 備考： 標準服や生徒の持ち物などについて、生徒と保護者で機能的、合理的、且つ経済的であるかを常に問い、継続的な検討の支援をする
- ✓ 現行の服装等ルールは、制服等検討委員会が中心になって定めたものであるが、ルール制定後においてはその活動を停止していたのでは？ 本来、制服等検討委員会は、継続的に生徒の服装等の状況をモニタリングのうえ必要に応じて改善検討すべき存在であり、廃止すべきではなかったのでは？
- ✓ 実際に、現在の学校側の認識として、現行ルールの下で様々な問題が繰り返し発生しているとのこと。制服等検討委員会を再設置することで、PTA として継続的に改善検討していくことが求められるのでは？
- ✓ また、令和 6 年度以降の入学生徒に適用予定の新ルール・新公式ウェアは、「子供たちの意見を取り入れながら、ルールの見直しを継続的に行っていく」とのことであり、PTA が関与していくうえで当委員会が必要とされるのでは？

以上